# 文教警察企業常任委員会会議録

平成18年11月7日

場 所 第3委員会室

## 午前10時0分開会

# 会議に付託された議案等

- ○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経 営に関する調査
- ○その他報告事項
- ・警察車輌の道路交通法違反について
- ・県立高等学校における必修科目の未履修について
- ・教職員の人材育成プランの策定状況について
- ・平成19年度宮崎県公立学校教員採用選考状況 について
- ・第61回国民体育大会の結果について

# 出席委員(8人)

委 員 長 外 山 良 治 副 委 員 長 湯 浅 弘 委 松 井 繁 員 夫 三 委 員 外 Щ 博 委 中 村 幸 員 委 員 蓬 原 正 委 員 +屋 幸 平 委 員 Ш 哲 雄

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

## 説明のため出席した者

#### 警察本部

警察本部長 正 吉  $\blacksquare$ 尚 務 己 部 長 田 畑 勝 警務部参事官兼 柄 本 憲 生 首席監察 生活安全部長 井 上 光 司

刑 事 長 村 明 朗 部 石 交 長 伊 藤 榮 啓 通 部 三 備 部 長 田 崹 男 警務部参事官 数 雄 谷 П 警務部参事官兼会 計 課 長 椎 康 生活安全部参事官 兼 地 域 課 長 柏 田 憲 務 課 툰 # 宏 松 益 生活安全企画課長 椎 木 伸 年 課 長 大 町 正 行 交通部参事官兼運 転 免 許 課 長 寬 方 白 交通規制課長 粛 雅 夫

# 教育委員会

教 育 長 山 耕 吉 育 石野田 幸 蔵 前 田 博 (教育政策担当) 総 務 課 長 梅 原 誠 史 政策企画監 丸 洋 満 財務福利課長 小 田 正 学校政策課長 洋 飛 田 学校支援監 Ш 智 白 特別支援教育室長 渋 谷 弘 教職員課長 谷 村 壆 生涯学習課長 曹 島 美 敏 スポーツ振興課長 坂 口 和 隆 文 化 財 課 長 康 米 良 弘 人権同和教育室長 勉 遠目塚

# 事務局職員出席者

 政策調査課主査
 千知岩 義 広

 議事課主任主事
 大 野 誠 一

〇外山良治委員長 委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程については、日程案をご らんいただきたいと思います。

警察本部及び教育委員会に報告事項の説明を 求めております。

この日程案のとおりで御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇外山良治委員長** それでは、そのように決定 をいたします。

次に、執行部職員の不在についてでありますが、教育委員会、福島教育次長が全国都道府県教育長協議会出席のため、欠席する旨の不在届が提出されておりますので、御承知いただきますようお願いいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○外山良治委員長 委員会を再開いたします。 それでは、報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて 終了した後にお願いいたします。

**〇吉田警察本部長** おはようございます。警察 本部長の吉田でございます。

委員長を初め委員の皆様方には、日ごろから 警察業務全般にわたりまして、御指導、御鞭撻 を賜っておりますこと、まことにありがとうご ざいます。

警察におきましては、県民の安全と安心を確保するために、日夜努力を重ねておるところでございますが、先般来、残念ながら、個人の不注意によりまして、県民の皆様の信頼を損なう事案が発生いたしておりまして、治安を預かる者として、まことに遺憾に存じておるところでございます。

本日は、既にマスコミ等で報道されておりま

すけれども、警察車両の道路交通法違反につきまして、警務部長から御報告させますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○田畑警務部長 御報告の前に、委員の皆様に、 今回大変申しわけないことをいたしましたこと につきまして、おわびを申し上げたいというふ うに思います。大変申しわけございませんでし た。

今回御報告いたします事案のほかに、先般、 宮崎北警察署におきまして、個人情報が掲載さ れた捜査書類を誤送信するという事案が発生し まして、被害関係者等に大変な御迷惑をおかけ しました。この点についてもあわせておわびを 申し上げたいというふうに思います。

個人の不注意が県民の皆様の信頼を失うということを全職員に肝に銘じさせまして、再発防 止に万全を期す所存でございますので、よろし くお願いしたいというふうに思います。

それでは、さきに報道にありましたように、 えびの警察署におきまして、交通課の交通取締 用パトカーが整備不良車両である事実が判明し ました件につきまして御説明させていただきた いというふうに思います。

本件は、住民の方からの御指摘があったことから、当該交通取締用パトカーのタイヤを検査いたしましたところ、タイヤ4本のうち3本のタイヤが最高で4ミリメートル、車枠から外にはみ出しておりました。これは、道路運送車両の保安基準に適合しない整備不良車両となりますことから、関係職員に対しまして、道路交通法違反の反則行為といたしまして告知したところでございます。

今回指摘のありましたタイヤにつきましては、 もちろん特殊な仕様のものではございません。 えびの市内のタイヤ販売店で調達したものでご ざいまして、現時点ではみ出した原因を特定するということにまでは至っておらない状況でございます。

警察車両は、毎日運行前点検を実施しておるわけでございますけれども、本件車両につきまして、このような事態に至ったことを踏まえまして、今後、県民の皆様に指摘を受けることのないよう、整備に関しましてもさらに徹底をして管理を行うこととしております。

なお、本件を受けまして、県下全警察車両の 一斉検査を実施いたしましたけれども、そのほ かの車両につきましては異常は認められず、ま た、所属長に対しましても、車両の運用・整備 につきまして、一層の注意の喚起をいたしたと ころでございます。

以上でございますけれども、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたしたいと思います。 〇外山良治委員長 執行部の説明が終了いたしました。報告事項について質疑があればお出しいただきたいと思います。

〇山口委員 今、えびの市の車両の道交法違反 についてですが、その冒頭にありました北警察 署のファクスの誤送信について伺っても構いま せんか。

北警察署のファクスの誤送信についても今お わびの話がありましたが、その後の対策はどう なされたんですか。

○石村刑事部長 捜査書類の誤送信につきまして、警察の信頼を損なうような行為でありまして、被害関係者初め県民の皆様に大変御迷惑をおかけしました。深くおわびを申し上げます。 その後の対策といたしましては、まず、現状としまして、一般のNTT回線を使ったファクスでありますが、これを警察電話の回線を使ったファクスにかえれば、こういうことは絶対起こ り得ないのでありまして、ただこれは相手方とのいろいろ折衝もございますので、現在そうすべく検察庁と打ち合わせを進めておるところでございます。当面、警察回線が設置されるまでの間は、短縮ダイヤルに登録をしたり、あるいは送信時に2人以上で確認をしながらダイヤルの間違いがないようにするなどの対策をとっておるところでございます。以上でございます。 〇山口委員 専用回線を設けるのが一番安全な

んでしょうけれども、それは経費との関係もあ りますから、私は短縮登録をすればよかったの ではないかという気がするんですね。伺いまし たところ、日常業務のことについては短縮登録 がなされてるようですが、時間外については別 な回線ということで今回の誤送信が起こったと 伺ってまして、時間外であっても短縮登録をし ておけば全く誤送信はあり得ないと思ったもの ですから、そういう意味の対策を伺ったところ でした。また、ファクスの会社に伺いましたら、 短縮登録をして、なおかつ先方に間違いありま せんかという確認をとるファクス送信機も今あ るそうでありまして、買い取りなのか、あるい はリースなのか、皆さん方のファクスの内容よ くわかりませんが、更新時にはそういう二重三 重のロックのかかったファクス送信機もあるよ うですから、そこらも御検討いただければと 思ったところでした。ありがとうございます。

○外山三博委員 今のタイヤの4ミリはみ出しておるという話で、ちょっとよくわからないんですが、そういうふうな整備不良車が出たということは、一般の県民の例えば私なんか乗ってる車もそういう可能性があるんじゃないかと逆に思うんですね。それで、今調査中だけどわからない。もう大分時間がたってますね。だから、一般的に考えれば、車の車輪のところの構造に

問題があったのか、ボルトがちゃんと締めてなかったのか、締めてあって緩んだのか、そこ辺どうなんですか、出ていった原因というのは。

# **〇椎会計課長** お答えいたします。

検査所に当該車両を持ち込みまして検査をさせていただきました。運輸支局、それから検査所の担当官の立ち会いのもと、うちの交通指導課の担当警察官が測定をしました。現場は陸運支局をお借りして、必要な機材も担当官が使われるものを使って測定をいたしました。鑑定という正式な内容での検査ではありませんでしたが、検査官の見解では、タイヤとホイールと当該車両えびの62、これの組み合わせそのものが悪かったんではないかという見解でありました。以上であります。

**〇外山三博委員** ということは、タイヤをつけかえたときのつけ方のミスということじゃなくて、部品がその車両に合っていなかったんではなかろうかということなんですか。

○椎会計課長 違います。単なる組み合わせ、ホイールとタイヤの組み合わせがちょっと不都合があったということで、タイヤそのもの、ホイールそのものはJISの規格品でございます。検査官もこの車、例えば今度の場合にはクラウンですけれども、例えばこれがセドリックの同じ排気量の同じぐらいの車につけた場合には出なかったかもしれませんよ、出ないかもしれません、この車両にこのタイヤ、ホイールという組み合わせが非常に悪かったというふうにして私は見ておりますという検査官の説明です。

○外山三博委員 ということは、民間の我々含めて乗る車は、そういう不適合なホイールとタイヤの組み合わせをする可能性というのは非常に多いと思うんですよね。多分4ミリといったら、目視では違反しておるというのはわからな

いと思うんですよ。どうですかね、車の運転上、 非常に問題があるとか危険性があるということ じゃないんでしょう、このぐらいは。

○椎会計課長 この測定の方法なんですけれど も、ちょっとタイヤを側面から見た状態をイメージしていただきますと、タイヤの中心があります。それから、道路面に垂直に垂線を立てていただいて、前方に30度、後方に50度のこのフェンダーに設置する部分、それから今度はおもりを真っすぐ垂らしてタイヤに接触する部分が、いわゆるフェンダーから、タイヤハウスの部分から内側にあるか外側にあるかというそこの部分の数値なわけでありまして、おっしゃるように、4ミリというのは、外形的には私どももはっきりこれが突出しておるというふうには判断はしづらいという状況と思います。以上です。

○外山三博委員 外部からの通報というか、それで調べたらそういうことでしたということですよね。これはどういうことなんですか。どういうふうに受けとめておられますか。

○伊藤交通部長 今回のやつ、私ちょっと現場等の見分技官等に聞いたんですけれども、大体車両というのは、私たちが乗ってる車は、フェンダーからはみ出たらいけないという保安基準が一つはあるわけです。それは1ミリでも出たらいけませんよというふうな規定ですので、だから法的には計測結果1ミリでもオーバーしてたら保安基準の違反ということになるわけです。基準の違反であれば、やはりこれは告知なり検挙なりするのが相当でありますので、その処理をしたということです。ただし、車はこれに適合するタイヤはこれですよというのが大体決まってるんですね。番号とか何かを見ればですね。それを誤らなければオーバーすることはな

いということであります。たまたま、先ほど説 明しましたが、組み合わせがいわゆる適正な組 み合わせじゃなかったと、その結果4ミリはみ 出しておったということになったようでござい ます。

○外山三博委員 私もこの経緯の報告を聞いたとき、単なる警察に対する嫌みというか嫌がらせなのか、それとも少し心広くして受け取るならば、そういういろんな車を勝手につけて、違反してる車が相当県内にはおるからという警鐘で、例示として警察の方に通告があったのか、どっちかかなと思ったんですけれども、これは質問じゃありません。そういうふうに2つ感じて、どっちかなというのはまだよくわかりませんけれども、まあいいです。

**〇外山良治委員長** ほかにありませんか。その 他、何かありませんか。

〇十屋委員 おはようございます。先日、日向で起きたいじめの問題があったんですが、今、教育委員会の方でいろいろ対策を練られてると思うんですけれども、教育委員会の基準とそれから警察等のいじめに関する基準が違うというな答えがあったんですね。そのいじめるですな。そのいうお答えがあったんですね。そのいじめ認定の警察としての基準を教えてほしいことが1つと、それから教育委員会と当然行政の内容が違うので、いろんな基準のあり方が違うとは思うんですが、そのあたりでいじめに関することでどういうふうな連携をとられているのかなと思っておりまして、その2点をちょっとお話しいただけますか。

○井上生活安全部長 日向のいじめの問題でありますが、警察と教育庁のいじめの基準といいますか、その定義でありますけど、これはほとんど一緒だと思います。ちなみに、警察庁の示

した定義でありますが、「単独または複数で、単 数または複数の特定人に対し、身体に対する物 理的攻撃または言動による脅し、嫌がらせ、無 視等の心理的圧迫を反復継続して加えることに より苦痛を与えること」をいうというのが警察 庁のいじめの定義でございます。これに対しま して、教育庁もほぼ内容的には同じであります。 これは新聞の記事なんですが、これは文科省の 定義です。「自分より弱い者に一方的に身体的・ 心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦 痛を感じている」ということでありますので、 内容的にはほぼ警察庁も文科省のいじめの基準 も同じでございます。ただ、日向の場合は、そ の取り調べの過程で、各自そういういろんな言 動による圧迫等があったということがありまし たので、警察としましては、いじめとしてカウ ントしたということでございます。

2つ目の教育庁との連携ということでありますが、警察としましては、平成14年から教育庁と警察の人事交流を行っております。相互の情報の共有化といいますか、そういうこともありまして、平成14年から継続して人事交流を行いまして、いろんな情報の交換等も行っております。ただ、今、十屋委員のおっしゃいましたます。ただ、今、十屋委員のおっしゃいましたという取り調べの段階でいじめに該当するということで判定した。教育庁の判断で違うと言われるのか、それは教育庁の判断があると思います。したということでございます。

○十屋委員 今、定義の言葉的には、ほとんど 解釈の上ではそう違いはないと思うんですけど、 やっぱり先生方が感じる部分と警察の方が感じ る部分が、そこの感覚が違うのかなというふう

に率直に思うんですね。どちらかというと、今 マスコミでいろいろ言われてますけれども、隠 ぺい対策がどうとかこうとかではなくて、やっ ぱり人として、弱い者がいじめられてる、言葉 的に言うと「いじめられてる」というのをどう 判断するかで大きくその取り扱いが変わってく るので、逆に警察の方が教育委員会の方にこう だったんだという、逆にいじめがあるんだよと いう促し方というのはできないものなのか。だ から、今、人事交流をされて情報の共有化を 図っていらっしゃるとは言いながら、実際現場 ではなかなかそのあたりの情報の交換ができて ないのかなと感じるところがあるものですから、 それはこの前の事件があって、今後は、警察は いじめと認定して教育委員会は違う。どっちが 正しいのかという判断をしたときに、被害者と すればいじめられてると思って、警察の方が正 しいと思うんですね。そうしたときに、そこを 逆にフィードバックして教育委員会の方に伝え たり、対応をお願いしたり、そういうことはで きないんでしょうか。

○井上生活安全部長 目向の例をとるとあれなんですが、一応事件として捜査をやってるわけですね。その過程で、最終的な判断は家庭裁判所なりが行うわけですから、こういうことがありましたよ、この中にはこういうことがありまということを、その時点で教育委員会いうことを、その時点で教育委員ということを、ただ、言われましたように、そういう事件とか、そうなる前の具体的ないじめ等につきましては、こういうことがありますよということはお互いに交流してますので、そういう面では教育庁に伝えるということもいいと思いますが、そういう事件の処理過程におきまして、具体的な内容を、かくかくしかじか

ですよということを、その都度教育庁に伝える というのは適切じゃないというふうに考えてお ります。

**〇十屋委員** どの事件もそうでしょうけど、事 件の途中経過の情報とかそういうのは出せない と私も思いますけれども、そうではなくて、今、 防止する意味で教育委員会としては対応してい ただかなければいけないという視点に立てば、 出せるまでの出せる情報は出して協力していか ないと、一向にそういうものがおさまらないし、 非常にあの新聞記事だけぽんと見ると、警察と 教育委員会というのが全然つながってない、連 携がとれてないような見方もできますし、人の 自殺に至った悲しい事件もありますけれども、 そういうことにならないためには、ある程度の 情報を、捜査段階の極秘の部分は別にして、そ ういう実際こういうことが起きてますよという 事案の例だけは教育委員会と連携をとるべき じゃないかと思うんですけど、そのあたりはな かなか難しいんでしょうか。細かなことは別に して、実際、今こういうことで、お互い地方公 務員ですから守秘義務を持っていらっしゃるわ けですから、その部分は当然守っていただける ということが大前提になると思うんですけれど も、その辺を含めると、もっと密に連携をとる べきじゃないかと思うんですが、その辺の考え 方はどうなんでしょうか。

○井上生活安全部長 この件につきましても、 この事案の発生当初から、日向市の教育委員会 の方とは連携は警察署の方でもとっております。 ある程度のそういう事案の内容等も把握しなが らですが、やってます。ただ、さっき言いまし た継続性というんですかね、その部分だけが ちょっと警察としましては、そういう調べの過 程の中で過去からそういうのがあったというこ とを把握しております。教育委員会としましては、継続性はなく単発であったんだということで、その部分がちょっと食い違いまして、それ以外につきましては、警察も教育委員会もこのいじめじゃない。内容的には同じ。ただ、継続性があったかどうかの部分だけがちょっと食い違ったということでああいう記事になったというのが本音でございます。今後、我々もそういう子供の安全というのはよく考えておりますので、教育委員会ともよく連携しまして、こういう事案が再びないように努力をしていきたいというふうに考えております。

〇十屋委員 だから、継続性、警察だから調べ ることができたのかもしれませんけど、逆に言 うと、一番現場にいる教育委員会の先生方なり 学校長なりが継続性が発見できなかったという ことですよね。発見できなかったのか、それを 継続性と見なかったのか、その辺の判断の違い だと思うんですけれども、そこが警察行政と教 育行政の違いなのかなというのをちょっと感じ るところがあるんですけれども、もう少し何か の形で連携をとらないと、いろんな食い違いが 今後また起きる可能性もあるので、そのあたり は要望としましては、密にもっと、まずは言葉 の認識の理解は一致してるんですから、そのあ たりどういうふうに、学校でいえば調査、そし て警察でいえば捜査、そのあたりが違うところ があるんでしょうけど、もっと連携をとってい ただきたいなというふうに、要望です。

〇井上生活安全部長 連携の問題、教育庁としましては、いじめにつきましては、まずからかいというのがありますね。いじめ、身体的暴力という3つのランクづけをされてるようであります。教育委員会としましては、今度の場合は身体的暴力だということで、いじめじゃないと、

いじめを通り越した部分だからいじめじゃないんだというのが論法なんですね。警察としましては、からかいがあって、いじめがあって、そういう一つのものをいじめとして認定したと、教育庁の場合は、いやこれは通り越した暴力だからいじめじゃないんだというような判断をされておるということで、ちょっとうちとその付近が見解が違うと。ただ、全体的に見た場合は、からかいであっても、いじめであっても、暴力であっても、それは全体的なスキームからすれば、これはやっぱりいじめと判断していいんじゃないかと私個人としては考えております。

〇十屋委員 ということは、今おっしゃったように、からかいがあって、いじめがあって、身体的暴力にいったときには、もういじめじゃないと、暴力だというふうに教育委員会の方は判断するという話ですか。もういじめを通り越したという、事件なんだと。

○井上生活安全部長 そのように教育委員会としては考えておるということを聞いております。 ○蓬原委員 ちょっと話が戻りますけど、参考のためにお聞きしておきたいのですが、車の整備ですが、内部で整備されてると思うんですが、どういう割合で整備士というんですか、配置されて整備されておるかということと、当然車検が要ると思うんです。陸運支局の認定を受けた車検場というんですかね、これは県内で1カ所なのか、各警察署にあるものか、ちょっとその辺を参考までに教えてください。

## ○椎会計課長 お答えします。

車両の整備の関係ですけれども、現在22名の 技能職員を配置しております。各警察署に1名 ずつ、それから本部に4名、それから一つは試 験場のところに整備工場を持っておりますが、 ここに5名ということで、22名を配置しており ます。 2点目は車検についてでありますけれど も、車検については、運輸支局の指定工場とい うことで、一般の指定工場と同じように車検が できる工場であります。以上です。

○蓬原委員 その車検場は県内何カ所ですか。

○椎会計課長 車検ができるのは、一ツ葉の試験場のところにある整備工場だけです。1カ所です。

**〇外山良治委員長** 確認をいたします。その他、何かありませんか。

〇中村委員 ちょっと教えてほしいんですが、 せんだって5,000万円の告発がなされましたよね。 それで検察の方はいろんな手続上に不備はな かったので受理をしたと、ただ、県警側はいわ ゆる告発人の3名がそろってなかったので確認 ができなかったので受理しなかったというのが 報道されてましたが、これは検察は2名で来て も受け取ったのに、県警は受け取らなかったと いうことは、どういう見解があったわけですか。

○石村刑事部長 検察庁の方への受理の概要については、ちょっと私どもも把握しておりませんが、警察に告発状を持って見えたときに3名の告発人でございましたが、お二人しか確認がとれなかったということで、もう一人の方の確認をしたいということで一たん持ち帰っていただきましたが、今週中にも警察へまた来るということで聞いております。以上でございます。

○中村委員 書類上整っておるのにかかわらず、 検察の方では受け取った、しかし、警察では確 認できなかったから受け取れないと。検察と警 察の手続の確認の仕方とか、そういったのは一 様じゃないわけですか。

**〇石村刑事部長** 先ほども申し上げましたが、 検察庁での受理のいきさつについては私どもも 別にコメントする立場にはございません。警察 としても、受け取らないということでは決して ありません。確認ができましたら、書類上、体 裁が整っておって要件が整っておれば受理をす るということは相手方には申し伝えてございま す

○中村委員 ということは、いわゆる告発する 場合に、告発人が3名あるいは5名おった場合 に、その人間が頭数がぴしゃっとそろっていな いといけないということなんですね。

○石村刑事部長 本当に告発の意思が、告発人が例えば3人おったら、3人とも確かに告発の 意思があるということを確認したいということ でございます。

〇中村委員 また別なことですが、ある被疑者を逮捕した場合に20日間拘留できましたかね。20日間でしたよね。それ以後は検察庁に送る、その後はどうなるんですか。立証できたとか、その後もっと拘留したいという場合はどうなるんですか。

○石村刑事部長 警察で逮捕した被疑者につきましては、48時間以内に検察庁へ送ります。その後、拘留が最大20日間つきまして、その間の中で検察庁の方が処分を決める。起訴する、起訴しない、あるいは罰金刑略式にする、そういったことでございます。

〇山口委員 社会問題となっております飲酒運 転の撲滅につきまして、刑事部長及び交通部長 に伺いたいと思います。

今のことに関連するわけではありませんが、いわば法を犯して逮捕、拘留された人については、警察はすべてその氏名を即座に明らかにするという法律的根拠はないと私は思ってるんですが、必ずそれは逮捕、拘留した者については、即座に情報提供という形で警察はいわば報道機関に流してるのですか。また、その中に、仮に

プライバシーというものがあるとすれば、どこ らになるのでしょうか。お聞かせいただけませ んか。

〇石村刑事部長 一般的に申し上げまして、逮 捕した被疑者の氏名を発表する、しないについ て、部内に一定の基準といいますか、そういう ものはございません。ただ、一般的に申し上げ ますと、刑事訴訟法の中に、検察官、警察官あ るいは弁護人など、その捜査の関係者は、被疑 者その他の者に対する名誉を害しないようにし なければならないという一般的な訓示規定がご ざいます。それを受けて、犯罪捜査規範にも同 様の訓示規定がございます。これはあくまで抽 象的な訓示規定でございます。ただ、被疑者の 氏名を発表するということは、被疑者のまさに その名誉を害する面がございますし、プライバ シーの侵害という面も確かにございますが、反 面、発表することによって、社会に対する警鐘 を与えたり、あるいは同種事案の再発を防止し たり、犯罪の発生によって起こる社会の不安を 沈静化させるといったような公益性の面もござ いますので、個々の事件について、こういった 面を勘案しながら発表するということにはなろ うと思いますが、刑事事件で申し上げますれば、 逮捕したということ自体、悪質な事案というこ とでとらえておりますので、逮捕した被疑者に つきましては、氏名を発表するということは社 会的な要請にかなっているのではないかという ふうに思います。以上でございます。

〇山口委員 例えば、テレビ等で凶悪犯の検察 庁への移動だとか、あるいは裁判にかけるとき というときの手錠とか腰縄の部分、あるいは年 末のよくテレビで出ますけれども、全国各地の 警察署の24時間の非常事態に対する出動報道な んていうのが特集番組で組まれますが、ああい うときの夏の、夏にかかわったことないかもしれませんが、青少年の共同危険行為、いわゆる隊列をなしてバイクでこう行きますよね。その腰縄とか手錠にはモザイクがかかったり、あるいは共同危険行為という明らかに法律を犯している者に対して、それが青少年だからかどうかわかりませんが、顔にモザイクが入る。この部分は、警察から報道機関にそういう依頼をされてるんですか。それとも、それは報道機関がみずからの規制をしてモザイクをかけてるんですか。

○石村刑事部長 報道機関に対して、そういう 連行時の警察の方から撮ったらだめよとか、モ ザイクをかけろといったようなことは申し入れ はしておりませんが、今、委員おっしゃったよ うな事件につきましては、少年にかかわる事件 でございますので、これはまた少年法の規定が ありまして、一般の刑事事件とは若干異なると いうふうに思います。

〇山口委員 済みません、遠回しな質問になっ てしまいました。要は、交通部長に伺いたいん ですが、飲酒運転は即逮捕して氏名が明らかに なる。酒気帯び運転は、いわば違反切符を切る ことになるので、逮捕ではないから氏名が表に 出ない。今、私の見ましたところ、宮崎県飲食 業組合の中でも「飲酒運転の撲滅を」という宣 言をされまして、それぞれの店の玄関に掲示し ているところもありますし、また、県の関連し たところも似たようなチラシを配って、あとこ れもスナック、飲食店等に張り出してるところ もあるんですね。でも、やっぱり酒気帯び、あ るいは飲酒運転というのはなくならない。これ は社会的に制裁がない、加えられないからでは ないかと、こういう意見があるんですね。です から、交通三悪と言われる中で、あれはいいけ どこれはよくないというそんな違反はないと思いますが、重大事故につながるという意味で、酒気帯び運転あるいは飲酒運転等について、飲酒運転は逮捕ですが、酒気帯びについては違反の切符を切るだけ、このような対応で果たしていいのかなと思うんですが、そこらについての御意見をちょっと聞かせていただけませんか。

○伊藤交通部長 今、山口委員のおっしゃった ことはよくわかるわけでございまして、交通部 関係につきましても、基本的には原則どおり強 制捜査をやった場合には一応氏名公表等いたし ますが、任意捜査につきましては、それをしな いという原則は、これは一緒でございます。し かし、その中身によりまして、例えば事故の重 大性とか、また続発して起こる危険性があると か、そういった場合には、そのときそのときで 判断してやっていくわけですが、やはり先ほど 委員がおっしゃったように、酒酔い運転は逮捕 で酒気帯びが云々じゃなくて、いずれにしても 逃走のおそれと証拠隠滅のおそれがあるかどう か、これで判断がされるわけです。それがあれ ば強制捜査に入ると。強制捜査に入った場合は 氏名等は公表いたしますが、任意で処理したも のについては、今のところ公表してないという ことでございます。それで、関係先にも通報は 今しておりません。これは、本県だけじゃなく、 よその県の状況は詳しくは知りませんが、同じ ような判断でやってきているという状況です。 ただし、今の状況は、非常に飲酒に対する考え 方というのが厳しくなってまいりましたので、 氏名公表してもいいんじゃないかと、もっと氏 名出したらどうかと、あるいはずっと昔は新聞 出しておったじゃないかという話も現在私のと ころに聞こえておりますが、今、早急にそれを 変えていくということは考えておりませんので、 当面は今の原則どおり対応していきたいという ふうに考えております。しかし、氏名は出さな くても、例えば子供の自転車とか、そういった もの、イエローカード等でやってるんですが、 もちろんこれは氏名は出しませんが、あなたの 学校の生徒は何人イエローカードを出しました よという形で、そのグループ内で何とか指導し ていただけないかということでは発表いたしま すけれども、なかなか個人名となりますと、こ れまでのあれもありますので、今の段階ではな かなか難しいと、今までどおりの状況でやるし かないなというふうには考えておるところでご ざいます。以上です。

〇山口委員 今、市内の自治体職員を初めいろ んな団体で飲酒運転撲滅宣言というのをやって るんですね。決してその運動に水を差すわけで はありませんし、今、職場仲間あるいは企業、 団体等でそういうことを進めていただくことは 大変いいことだと思うんですが、例の福岡市の 3名の子供を殺した事件も、つい1カ月か2カ 月ぐらい前にあの福岡市も飲酒運転撲滅宣言を やってるんですね。それは全く宣言した職員ま で、意識の改革までにはつながっていなかった と。そうなってきますと、先ほど刑事部長にプ ライバシーの話を伺いましたけれども、やっぱ りそれは酒気帯びであっても公表すべきではな いかと、それとプライバシーとの関係ですね。 かつては、各所轄署に出向きまして交通課にお 尋ねしますと、違反者の一覧表があって全部閲 覧できたという時代があったんですが、何か今 はそれはできないという話ですね。ですから、 例えば朝から酒を飲んで昼間事故を起こした人 と、夕べ深酒をした人が翌日しっかり寝たけれ ども酔いがさめてなくて事故を起こした人とい うのを同列に並べるかどうかという問題はある

んですけれども、積極的に公表するというところまではいかなくても、本来酒気帯びについても従来以上の何か取り組みが必要ではないのかなと、それはもちろん道交法の改正を含めて、罰金刑等その引き上げ等もありましたけど、何らかの方法をとるべき時期に来ているのではないかと思ったものですから伺ったところでした。じゃあ警察庁としても、今の酒気帯びについての取り扱いは現時点では変わらないと、部内での検討も含めて変わらないという理解でよろしいんですか。

○伊藤交通部長 おっしゃることはよくわかっております。よくわかった上でお答えですが、現段階でまだ変えるという段階まで至っておりません。十分いろんな状況等また出てまいりますので、その時点その時点でまた検討すべきは検討していくということだろうと思います。

○外山良治委員長 その他、何かありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様には御苦労さまでございました。 暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時53分再開

**〇外山良治委員長** 委員会を再開いたします。 それでは、報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて 終了した後にお願いいたします。

**〇高山教育長** 教育委員会でございます。よろ しくお願いいたします。

説明に入ります前に、おわびを申し上げます。 まず、「高等学校における必修科目の未履修」 についてであります。 先日来、マスコミ報道等で取り上げられておりますが、本県の県立高校におきましても、宮崎大宮高校ほか10校におきまして未履修と認められる実態がありました。教育や学校に対する社会的信頼を損なう事態を招くとともに、生徒や保護者の皆様に不安と動揺を与える結果となりましたことに対しまして、県教育委員会といたしましても、心から深くおわびを申し上げたいと思います。今後、補充の授業を実施することになりますが、受験や卒業を控えた生徒の皆さんへの負担ができる限り軽くなりますよう、最大限の配慮をしてまいりたいと考えております。詳細につきましては、後ほど学校政策課長が説明をいたします。

次に、「教職員の不祥事」についてであります。 去る10月9日に、県立学校教諭が窃盗罪で逮捕されるという事態が発生いたしました。学校 や教職員に対する県民の信頼を損なう事件が続いている状況にありますことをまことに残念に思っております。現在、市町村教育委員会や学校との連携をより一層強化いたしまして、教職員の服務規律の確立に努めているところでありますが、今後とも全力で取り組んでいきたいと考えております。

次に、お礼を申し上げます。

去る9月30日から10月10日まで、兵庫県で開催されました「第61回国民体育大会」についてであります。外山委員長には、御多忙中にもかかわらず、結団壮行式に御臨席の上、激励を賜りました。また、大会期間中、選手団に対し、委員の皆様から絶えず応援をいただきました。詳しくは、後ほどスポーツ振興課長が説明いたしますが、皆様の後押しを受けまして、本県選手団はよく頑張っていただき、40位という成績を上げることができたと考えております。まこ

とにありがとうございました。

次に、「みやざき子ども教育週間」についてでありますが、今年度から10月の「家庭の日」以降の1週間、10月15日から21日までを「みやざき子ども教育週間」と定めるとともに、22日から10月末日まで、31日までを「教育週間関連行事開催期間」として位置づけまして、子供とのふれあいや子供の教育について考える取り組みを集中的・総合的に展開したところであります。

14日には、外山委員長、十屋委員に御臨席を 賜りまして、「推進大会」を開催したのを初め、 関連行事の「教育功労者表彰」におきましても、 外山委員長に御出席いただきました。また、各 学校において、この期間を中心に「オープンス クール」を実施するなど、県内各地でさまざま な取り組みを行ったところであります。

これを契機といたしまして、今後とも、保護者や地域の方々を初め、県民みんなで子供をはぐくもうとする意識のさらなる高揚を図りまして、「家庭・学校・地域が一体となった教育環境づくり」を推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。

本日は、「県立高等学校における必修科目の未履修について」「教職員の人材育成プランの策定状況について」「平成19年度宮崎県公立学校教員採用選考状況について」「第61回国民体育大会の結果について」の4つの事項について説明をいたします。内容につきましては、引き続き関係課長が説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○飛田学校政策課長 学校政策課でございます。
資料の1ページをごらんください。

「本県の県立高等学校における必修科目の未 履修」について御報告をさせていただきます。 最初に、1に必修科目と一般に言われる必履 修科目を示しております。

(1)に示しますよう、今回該当しております教科だけをそこへまとめさせていただきましたが、地理歴史科においては、世界史A及び世界史Bのうちから1科目、また日本史A及び日本史B、地理A及び地理Bのうちから1科目、合計2科目を履修することが卒業に必要な要件となっております。なお、科目の後ろの括弧の中の数字、(2)とかいう数字でございますが、これは単位数を示しておりまして、時間割で1週間に1時間の授業を年間を通して、年間35週やるというのが普通でございますが、実施した場合を1単位としております。

次に、(2)の情報科についてでありますが、 情報はコンピューターの操作など情報活用のた めの実技と講義を行う教科でございますが、情 報A、情報B、情報C、3つの教科の科目のう ちから1科目を履修することが卒業に必要な要 件となっております。

次に、これらの必履修科目を定めている学習 指導要領についてでございますが、四角囲みの 中でございます。学習指導要領は、国民に一定 の教育水準を維持するための基準として国が定 めたものであり、学校教育法施行規則にありま すように、学校教育内容の根拠となるものでご ざいます。

なお、下に丸で示しておりますが、1単位の 授業は、先ほど申し上げましたが、年間35時間 を実施することを標準としておりまして、また、 1時間の授業は50分を標準といたしております。 前後して恐縮ですが、3ページをお開きくだ さい。

3ページ、3をごらんください。今回、必修 科目を不適切に取り扱った学校がどのような履 修の実態であったか、例を3つ示させていただきました。

まず、例1の学校は、左側になりますが、1 年次に地歴の3つのA科目のうちから1科目を 選択して2単位を履修する。そして、下に書い ておりますように、2年次以降、履修したA科 目とは別のB科目を履修する予定の教育課程を 組んでおりました。しかし、実際は右に示しま すように、1年次から1つのB科目を履修させ、 2年からも1年次と同じ科目を履修させており まして、卒業までに結局1科目しかやってない、 あるいは1科目、2科目めの時間が足りない、 そういう状況で、卒業に必要な2科目の履修は なされておりませんでした。

それから、例2の学校は、2年次に地歴のA科目から1科目2単位、B科目からA科目とは別の科目を2単位選択して履修する教育課程になっておりましたが、実際は右側に示しておりますように、A科目の授業もB科目の授業をやる、あるいはA科目の授業を少しだけやってB科目の授業をやるということを行い、結果的に1科目分の学習しかやっておらず、2科目の履修はなされていないという実態がございました。

それから、例3でございますが、情報Aの授業の中で、かなりの時間を情報Aじゃなくて数学の授業を実施している。その結果として、情報の履修がなされていない、このような実態がございました。

恐縮でございますが、1ページにお戻りくだ さい。

1ページの資料の2でございますが、このような不適切な取り扱いを行っていた学校の中で、(1) は履修予定科目の授業がほとんどなされていなかった、「未履修」と判断した科目のあった学校でございます。①宮崎大宮高等学校、②

妻高等学校、③宮崎北高校、④日向高校、次 ページに参りまして、⑤宮崎西高校の5校で地 歴科の未履修、次に⑥の都城泉ヶ丘高校で、情 報科の未履修の実態がございました。

次に、資料の(2)をごらんください。授業やテストはなされておりましたが、授業時間数が不足しており、「不完全履修」と判断した科目のあった学校でございます。地歴科と情報科の計2科目について不完全履修の実態があった学校として、①都城泉ヶ丘高校、⑤小林高校の2校がございました。また、地歴科の不完全履修の実態があった学校として、②日南高校、③飯野高校、④都城西高校、⑥福島高校の4校、計6校で不完全履修の実態がございました。

次に、ページが飛んで恐縮でございますが、 4ページをごらんください。

4の該当生徒数一覧でございます。

表の下から4段目にありますが、未履修の生徒は1,937人、その下の欄の不完全履修の生徒は1,628人であります。両方を合わせた不適切な履修の実態のあった生徒は、その下の欄に示しますよう延べ\*3,656人になります。この3,656人の中で、表の下の欄外に示しておりますように、都城泉ヶ丘高校や小林高校には2科目不適切な事例に該当する生徒もおりますので、補充授業を受ける生徒の実数は、表の一番下の欄に示しておりますよう3,201人となります。

次に、5ページをごらんください。

補充授業の考え方についてでございます。

学習内容の不足する部分の補充授業の計画について、各該当校の校長を呼び、次のようなことを具体的に指導いたしました。校長へ指導した補充授業計画のポイントをここに示させていただきました。

※14ページに訂正発言あり

(1) 生徒の受験や卒業への不安を取り除く ことを最優先にして考えること。(2)生徒の受 験等に十分配慮して指導計画を立てること。そ の際、生徒の意向を十分踏まえること。(3)、 これは文部科学省の示している基準でございま すが、未履修の総授業時間数が70単位時間以下 の場合には70時間を計画の基本とするが、50時 間の補充授業に加えてレポートの提出等とする ことができること。また、未履修の総授業時間 数が70単位時間を超える場合は、70単位時間を 未履修の各科目の特性等に応じて時間を割り 振って授業を実施し、総授業時間数から70単位 時間を差し引いた残りの授業時間数について、 これを免除し、レポートの提出等により履修し たものと見なすことができること。このことに ついては、国の通知文をそこに転記させていた だきましたので、わかりにくい表現となってお りますが、補充授業は最も多い生徒でも70時間 とすることができるということでございます。

(4) 既に明確にその科目として授業を実施している時間数は、補充授業の計画から省くことができる。時間数が不足している不完全履修の学校の場合には、このように対応させていただこうと考えております。

このようなことを踏まえ、現在、各学校は補充授業の計画を作成しているところです。これまで県教育委員会におきましては、各学校から提出された教育課程に関する資料により、どのような科目を生徒たちが学習するか点検を行ってまいりましたが、提出された資料と実際に学校で行われた授業の内容が違っていたという実態があったのが今回の未履修の問題の調査の中でわかりました。まずは、現在、生徒の卒業、受験にできるだけ影響がないように、補充授業等を学校に指導することが大切であると考えて

おりますが、今後、各学校において、学習指導 要領にのっとって適切な授業が行われるよう、 点検のあり方やその体制の強化を図ってまいり たいと考えております。

訂正をさせていただきます。先ほど、未履修 の延べ人数を3,656人と私申し上げたそうでござ いますが、正確には3,565人でございました。恐 縮に存じます。以上でございます。

○谷村教職員課長 それでは、お手元の資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

「教職員の人材育成プランの策定状況」について御説明いたします。

本プランの策定に当たりましては、教職員や 保護者を初め民間有識者等、多くの方々から幅 広く御意見を求めてまいりました。

1にありますように、これまでの取り組みの (1)でございますが、6月から7月にかけま して、全教職員と保護者代表、一般県民を対象 にアンケートを実施いたしております。アン ケートにつきましては、約7,600名の方に回答い ただきまして、その結果につきましては、主に 求める教職員像を中心に幅広く御意見をいただ きました。なお、詳しくは、別添でお配りして おります資料を後ほどごらんいただければ幸い かと存じます。

次に、(2)でございますが、公募による教職員と保護者の代表者による地域別のエリアミーティングに加えまして、(3)にあります民間有識者等による人材育成懇話会も開催いたしておりまして、貴重な御意見を賜ったところでございます。

本日は、これまでいただいた御意見等をもとに、私どもが考えております現段階でのプランの基本スタンスと骨子案について、委員の皆様に御説明をさせていただきます。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。

今回策定しておりますプランの基本スタンス をイメージとしてお示ししております。

今回のプランでは、まず、学校の果たす役割とそこで働く教職員に何が期待され、何をするべきなのかを明らかにしていきたいと考えております。そういった考え方をベースにした上で、今回のプランのテーマをキーワード的にあらわしたのが下の図でございます。

左から教職員の人材育成のテーマは、やはり 専門性を高めること、中でも特に教員には専門 性の中核をなす「授業力」を高めることである と考えております。一方、人材育成のかぎを握 る管理職のテーマは、「マネジメント能力」を高 めることであると考えております。そして、 が多かった「幅広い社会性」を身につ けることであると考えております。こういった 能力を高めていくために、具体的に、一番下に ありますように、「誰が」「何を」「どんな方法 で」取り組んでいくのかを今回プランの中で明 確にしていきたいと考えております。

続きまして、8ページをお開きください。

以上のような基本スタンスに沿って、これま での主な協議事項を骨子ごとにまとめておりま す。

まず、(1)人材の確保につきましては、大学での養成及び連携のあり方や、②採用のあり方の改善、③民間人等の登用等について協議を行っております。特に採用のあり方に関して、臨時的任用講師の優遇措置等についての意見も数多く出されたところでございます。

次に、(2)人材の育成につきましては、①社 会人としての幅を広げる、②教科の指導力を高 める、③管理職候補者を育成するといった研修 の必要性や④自主的な研修や校内での研修の活 性化といった視点から協議を行っております。 中でも、社会人としての幅を広げるという観点 から、異業種間の交流やキャリアに応じた社会 体験を行う機会についての意見が数多く出され ております。

その他、(3) 評価制度につきましては、評価結果の処遇への反映について、(4) 人事管理につきましては、異動、任用のあり方に加えて、公募制度やFA制度等についても意見が出されております。

続いて、(5)人材を育てる組織マネジメントにつきましては、校長のリーダーシップの強化やチームとして学校が機能するための見直しについての意見、(6)能力を発揮できる環境づくりにつきましては、現在、学校現場で大きな問題となっております多忙感の解消等についても多数の意見が出されたところでございます。

最後に4でございますが、今後の予定でございます。これまで出された意見を踏まえまして、今後、庁内のプロジェクト等で具体的な方策等について検討を行い、19年3月末までに策定する予定としております。

続きまして、次の9ページをお開きいただき たいと思います。

「平成19年度宮崎県公立学校教員採用選考状況」についてでございます。

受験区分ごとに御説明いたします。

まず、小学校教諭等につきましては、中ごろにありますが、447名の受験者に対しまして、2次合格者が37名。

中学校教諭等につきましては、小計の欄をご らんいただきたいと思いますが、456名の受験者 に対しまして、2次合格者が35名でございます。 教科ごとの内訳は、それぞれお示ししたとおり でございます。

高等学校教諭等につきましては、小計の欄を ごらんいただきたいと思いますが、192名の受験 者に対しまして、2次合格者が11名でございま す。教科ごとの内訳はそれぞれにお示ししてお ります。

特殊教育諸学校教諭等につきましては、118名 の受験者に対しまして、2次合格者が19名でご ざいます。

養護教諭につきましては、98名の受験者に対 しまして、2次合格者が10名でございます。

全受験区分の合計でございますが、一番下でございますが、1,311名の受験者に対しまして、1次合格者が228名、2次合格者は112名でございました。112名のうち64名が女性でございます。倍率にしますと、全受験者の11.7倍ということになります。

次に、表の下に示しております説明事項をご らんください。 2次合格者の中には、特別選考 の2名が含まれております。

今後の予定でございますが、12月28日に新規 採用予定者としての心構え等の講座、スーパー ティーチャー等との意見交換や協議等の研修を 中心として、名簿登載者事前説明会を開催する 予定でございます。そして、3月末には赴任先 を明示して、赴任校を通知するという段取りに なっております。以上でございます。

○坂口スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

お手元の資料10ページをお開きいただきたいと思います。

「第61回国民体育大会の結果」についてであります。

大会は、夏季大会と秋季大会の合同開催とい

うことで、9月30日から10月10日までの11日間 にわたって、兵庫国体で全日程を終了すること ができました。

まず、1の国民体育大会の成績についてであります。男女総合成績であります天皇杯得点は、冬季大会を含めまして763.5点を獲得し、昨年の45位から順位を5つ上げ、40位となりました。女子総合成績である皇后杯得点は、427.5点で36位となり、昨年の47位から順位を上げることができました。

2には成績の推移を示しております。平成14年、15年には、30位台の中位を確保いたしましたけれども、平成16年、17年と順位を下げました。本年度目標としておりました天皇杯30位台にはあと一歩届きませんでしたが、参加点を除いた競技得点は、30位台の中位であった平成14年、15年に相当するものでありました。

3には、競技得点を種別、男女別に示しております。競技得点を種別ごとに昨年度と比較しますと、成年男子が11.25点減らしましたが、他の3種別は昨年度を上回る得点を獲得いたしました。特に少年女子は78.5点の得点増となり、少年種別の得点が男子と合わせますと121.5点の増となりました。合計の下の段を見ていただきますと、成年種別は7.75点の得点増でありましたが、例年同程度の得点を獲得しておりますので、少年種別の得点が本県の国体成績を決める大きな要素になっております。

4は、競技種目別の入賞者一覧でございます。 入賞競技を団体競技と個人競技に分けて示して おります。

(1)団体競技では、軟式野球成年やハンドボール少年女子の4位、バレーボール成年女子9人制の5位タイなど、一番下に示しておりますように、昨年より5競技8種別多い10競技13

種別で入賞がありました。競技得点におきましても、昨年より113点の得点増となり、199.5点を獲得いたしました。

次のページをごらんください。

(2)個人競技では、水泳で成年男子の松田選手の2種目入賞、ウェイトリフティングでは5名が10種目で入賞、レスリングで少年男子、江藤選手の優勝を含む4名の入賞、カヌーでは少年女子が4種目で入賞するなど、一番下を見ていただきますと、昨年より2競技4種目多い11競技38種目で入賞いたしました。競技得点でも、昨年より約16点の増となる164点を獲得いたしました。

次の12ページをごらんいただきたいと思います。

国民体育大会における本県の競技得点・天皇 杯順位、入賞競技と獲得得点を平成9年の大阪 大会から10年間にわたって示しております。

下の表の一番右側の第61回兵庫国体では、21 競技で入賞することができました。30位台を確保した平成14年が21競技、平成15年が18競技ですので、そのときのレベルに相当する入賞数を確保することができました。この結果は、早い時期からの選手強化に対する取り組みや国民体育大会への意識の高まりなどが九州ブロック大会通過競技数を増加させ、本大会での活躍につながったものと考えております。各競技団体関係者を初め、大会出場の監督、選手の皆さんには、心から感謝をしているところでございます。

また、近畿、兵庫、京都の宮崎県人会と宮崎県大阪事務所の御協力により、各競技会場での応援をしていただきました。本県選手団にとって、大きな後押しになったものと思っております。

第61回兵庫国体が終了したばかりであります

が、早速第62回秋田国体に向けた取り組みとして、本県少年競技力の中心であります県競技力強化推進校の顧問会を開催いたしまして、兵庫国体の反省と来年の秋田国体に向けた対策等について意見交換を行ったところであります。

今後も、県体育協会を初めとする関係機関・ 団体と十分に連携を図りながら、競技力の向上 に全力で取り組んでまいりますので、一層の御 支援をお願い申し上げます。以上でございます。 〇外山良治委員長 執行部の説明が終了しまし たが、報告事項についての質疑はありませんか。 〇山口委員 県立高等学校における必修科目の 未履修について伺います。大きく分ければ、私 は3点のことが言えると思うんですね。1つに は、学校長の裁量権の拡大といいましょうか、 あるいは逸脱といいましょうか、それから2番 目には、大学受験のあり方が高校の学校教育に 影響を及ぼしている。そのことについて、現場 サイドといいましょうか、いわば高等学校サイ ドから、あるいは県教委という立場から、国に 対して本来物を言ってもいいのではないかとい う部分。3番目には、学力の地域間格差がある ということだと私は思っております。では、順 次伺っていきますが、結局学校長はすべてこれ は現場段階では承知してるんですよね。そして、 それは結果的に大学受験に優位な形に合わせる ために、学校長の裁量権という中で行われてき たと私は理解をしてるんですが、そこらをお聞 かせいただけませんか。

○飛田学校政策課長 結果的に、学校長が学習 指導要領に書いてある事項をどう読むかという 部分と、各教科が実際の授業をどうやっている かという実態を十分把握できてなかったという こともございます。それで、例えば最初の分に つきましてですが、東洋史が世界史でやってお

りますが、その部分と日本史というのは同じ部 分を学習する部分があります。そういう部分だ とか、発展的な学習をやることが学習指導要領 では認められております。あるいは、基礎的な 部分にかなり重点を置いて指導する。そのこと と、やはり学習指導要領に盛り込まれておる内 容とが適切であるかということについて十分吟 味をしてなかったという部分はあったと感じて おります。その部分については、学校に指導主 事を派遣しまして調査をした段階で、やっぱり それは学習指導要領の趣旨からすると、ここま では許されないと思いますというような判断を 我々させていただいた部分がございます。それ から、例えば同じ教科の中ですから、地歴のA 科目、B科目も同じ教員免許を持ってる先生が やってます。それから、情報等についても、数 学の先生が情報の免許を持ってらっしゃって やってるということで、校長が十分実態を把握 してなかったという部分もございます。以上で ございます。

〇山口委員 ほかの問題にちょっと触れたくないんですが、結局学校経営の中で本来すべてを 承知しておかなければならない学校長が実は今 の説明では把握してなかったと。私、大学受験 に合わせるためにやむなく黙認したといいま しょうか、学校長の裁量権でそれをやってきた と理解してたんですが、要は把握してなかった ということが一つの問題でありますので、それ は今後どういう対策をとられたのかというのを お聞かせください。

2番目は、そういう意味での学校長の裁量権が、せんだっての法の改正を含めて、昨年からでしたか、拡大されたことについてのその裁量権というのは、小中学校の場合には市教委、県立学校の場合は県教委に報告する義務があるん

ですか。それとも、それはあくまで裁量権とい うことでその学校にすべて与えられた権利で、 県教委に対する報告義務は発生しないんですか。 ○飛田学校政策課長 まず1点目、把握につい てどういうふうにすべきであったのか。学習指 導要領に基づいて適切な授業をきちんとやるべ きでありましたが、実は私たちも実態を十分踏 まえておきたいということで指導主事を派遣し ました。その中で、私たちが提出を求めており ますのは、例えば日本史Aは1年生で2時間や りますというようなことを書いた計画でござい ます。いわゆる学校の授業の科目をどの学年で 何時間やるということを一覧表にしたものを教 育課程表と言っておりますが、それが必履修科 目が漏れてないかとか、あるいは適正な形に なってるかというのは私どもチェックしており ますが、学校も校長がもちろんそれを知ってお りますけど、実際の授業がどのように行われ、 評価がどう行われ、そしてどう履修を認定し単 位を認定したか、そこをきちっとチェックする 必要があった。例えば、年間指導計画に基づい て授業を校長が見る、あるいは年間指導計画に 基づいて授業を実施したか報告書を出させる、 あるいは年間指導計画に基づいて評価がされて るのは、テスト問題を確認することによってこ こはちゃんとできているか、そういうことを今 検討しているところでございます。そして、そ れを我々がどうチェックするかということも今、 体制も含めて検討させていただいているところ です。

それから、2点目の学校長の裁量権につきましてですが、例えば必履修科目につきましては、 学習指導要領で決まっておりますので、これを 3年間の教育課程の中で実施することは絶対必 要条件でございます。ただ、その授業を、選択

になっておりますので、例えば先ほどの例でい きますと、世界史Aを選択させるのか、Bを選 択させるのかとか、あるいは必履修科目以外の 科目についてはどういうふうに学校として教育 計画をつくるかというのは、すべて校長の職権 でございます。校長の裁量権でございます。そ れで、我々にはそのことを報告はいただいてお りますが、それが学習指導要領に基づいておか しくないかということはチェックしております が、それ以上は学校長の裁量権だと認識してお ります。それから、単位認定に関しましても、 例えば具体的な例を申し上げますが、病気で御 入院なさった生徒さんがおられたとき、この生 徒を認定するか認定しないか、以上のようなこ とも含めて、多くのことは学校長の裁量権の範 囲でございます。以上でございます。

〇山口委員 わかりました。当初、富山県でこ れが新聞報道になったときに、全国の教育関係 者から袋だたきに遭ったんですが、その後は燎 原の火のごとく、富山県どころか全国各地で やってたというのが出てきましたよね。私が確 認しましたところ、大学受験の中で世界史とい うのを受験するのが25%、日本史が40%超、地 理が33%という数字があります。少子化傾向と 相まって、無理をしなければ高校卒業すればす べて大学に入れる、いわば大学全入時代を今迎 えてるわけですよね。ところが、実際には大学 全入時代とは言いながらも、やはりそれぞれの 関係者で言う、よりいいところを目指そう、一 流校を目指そうということになってきますと、 どうしても受験の方に集中してしまう。結果こ ういうことになった。逆に言えば、大学受験、 大学も生徒を集めるために、かつてのように5 教科、6教科ということをやらずに、教科を 絞ってきているという意味では、高等学校の現 場における教育のあり方と大学の受験とがマッチしてない。裏を返せば、1ページの括弧の中にあります学習指導要領あるいは施行規則57条の2にはこう記してありますけれども、本来こういったことについては、まさに大学受験生を預かる都道府県教育委員会やあるいは学校現場から文部科学省に対して、あるいは各大学の協議会等に対して疑問の声を発すべきではないかと思うんですが、そのようなことは過去あったのでしょうか。あるいは、体制として全くそれはないのでしょうか。お聞かせいただけませんか。

○飛田学校政策課長 今回の件に関して文部科学省にということではございませんが、学習指導要領というのは、おおよそ10年に一度改訂されてまいりました歴史がございます。文部科学省の学習指導要領を策定する過程では、教育課程審議会等の審議を踏まえながらやるんですが、事務方サイドでは、各県の指導主事もその途中経過をいろんな会合で聞くことがあります。それを持ち帰って、このことがどうかということを意見を求められることもございます。そういう場合には、過去その改訂のたびに何らかの形で必履修科目をどうするかというようなレベルまで答えてるということの確認はいたしておりませんが、ゼロではないということは申し上げたいと思います。

〇山口委員 わかりました。結果として、やっぱり割を食うといいましょうか、被害者は児童生徒なんですよね。全国的な傾向として言えるのは、地方のいわば進学校がこれをやってるということで、学力あるいは教育力の地域間格差が出てきていると。つまり大都市にありましては、大学受験のための塾がたくさんある。民間教育機関がある。逆に、地方では、なかなかそ

れが地元にないために、学校が大学受験に即し た形での高等学校教育をせざるを得ない。こう いうことを指摘する人もいるわけです。確かに 今回の内容を見てみますと、地方の進学校が多 くて、大都市あるいは特色を出そうとする都市 圏の私立学校にはこういうことは見られません でした。ですから、学校としてみれば、よかれ と生徒のためを思ってやったことが、結果とし てこれから卒業する間にそのしわ寄せを生徒に 押しつけることになったということになると思 うんですが、要は地域間の学力差を、あるいは 教育力の差を、今後、県のレベルで、いわば県 立学校として、どう大都市の学校に追いつくよ うな教育力をつけさせるかと、そこにかかって くると思うんですが、それらについての考え方 を聞かせてくださいませんか。

〇飛田学校政策課長 本当にありがたい御指摘 をいただいていると思いますが、私たちも子供 たちの進学への願い、あるいは保護者の願いを、 どうやって学校の先生方と同じ思いを持って進 めるかということについては、非常にいろんな ことを考えております。その一番大きい一つの 例が、いろんな制度をやっておりますが、研修 だとか、今直接的に取り組んでおるのは、「ハイ スクール学力アップ総合推進事業」でございま す。実は、県下の先生方を学力向上支援教員と して、各教科の普通教科におけるエキスパート を指名いたしまして、その先生方に、夏休み期 間中に県下の3年生希望者を集めまして、その 先生方から授業をやっていただく。子供が直接 的に恩恵を受けると同時に、若い先生方にその 授業を見ていただく。それで、まず教師のそう いう思いを高めること、あるいは指導力を高め ること、そして子供たちも一体となって学ぼう という気持ちを高めること、そういうことに取 り組んでおりますし、指定校もつくりまして、 そういう意味で学校が取り組んでいただいてい ることに財政的な支援もさせていただいており ます。そのほか、教職員課が取り組んでおりま すスーパーティーチャー制度の試行についても 同じような思いを持って取り組んでいる事業で ございます。以上でございます。

○外山三博委員 今の発表されましたような形 の未履修授業、当然単位が足りない。そうなり ますと、補習をされるということですけど、補 習をしない場合は、卒業に関して単位が足りず に卒業できないという形になるんですか。

〇飛田学校政策課長 高等学校の卒業の認定は 校長がするんですが、必履修科目については履 修をすることが要件となっております。少し言 葉がごちゃごちゃするんですが、履修というの は、言うならば、わかりやすい言葉で授業を受 けるということです。習得という言葉がありま して、習得というのは、それに加えて試験を受 けて合格点をとるということでございます。履 修をするということは、授業を受けた実態があ るということが計画に基づいて必要でございま して、それを受けてないと、最低の高等学校学 習指導要領の要件を満たさないので、卒業でき ないということになるんですが、実は校長等一 番呼んで指導したときに、できるだけ子供たち がそういう不安を抱かないように、受験に影響 がないように、いろんな方策を考えていきたい ということで、文科省の指針も受けながら具体 的な計画を今お願いしているところでございま す。以上でございます。

○外山三博委員 ことしは時間があるから、来年3月まで、補習やらレポートで対応して卒業できるようになると思うんですね。問題は、去年を含めてさかのぼったときに、この発生され

ておる学校がこういう同じような形でやってい たかどうか、それは調査されておられますか。

○飛田学校政策課長 今年度の1年生から3年 生と同時に、それを何年からそういう実態が あったかということを調査させていただきまし た。多くは学習指導要領が高校に適用される新 しい15年以降の学校がほとんどでございますが、 過年度の卒業生については、国の方からこうい う方針が示されております。まず1つは、卒業 については本人の責任に帰することではないの で、卒業の資格を取り消すことはないと。それ から、履修をしたかしないかということについ ては、主に調査書、大学に出します俗に言いま す内申書のことになるんですが、これにつきま しても国の方が指針を出しまして、本人の責任 に帰することではないということをその旨書い て、大学側にも合否についてはそのことで不利 にならないようにということを既に国が指導い たしております。

**〇外山三博委員** ということは、卒業生で単位 が足りなかった卒業生に関しては、新たに補修 をすることもないということですか。

**〇飛田学校政策課長** おっしゃるとおりでございます。

○外山三博委員 2~3日前から、国の方でも表に出てきてますが、中学校ですよね。今こういう授業あるかどうか、私たちのころは職業課程とか音楽とかありました。しかし、こういうのは受験に余り関係ないと思うんですが、中学校も同じような文部省の方針に従った単位というか授業をやることは義務づけられておるんでしょう。

○飛田学校政策課長 中学校におきましても、標準の時間というのが定められております。ただ、中学校と高等学校の大きな違いは、単位制、

単位を認定して卒業するという形になってはおりませんので、未履修とか未修得とかいう概念はございません。ただ、授業の時数が不足していたか不足してないかということは問題になる可能性があります。それで、私どもの方では、教育課程実施状況調査というのを毎年やっておるんですが、その中で総授業数とか幾つかの項目をチェックしております。その中では、今のところ、そういう事実は確認できておりません。以上でございます。

○外山三博委員 ということは、文科省が決めた方法で音楽もちゃんと時間を割いておるし、職業課程というのがあるのかどうかわかりませんが、時間を割いてすべての学科をやっておるというふうに理解していいですか。

○飛田学校政策課長 今おっしゃったように、 例えば国語だったら標準時間というのは決まっ ておりまして、1年生は140時間やるとか、ある いは音楽であったら45時間やるというような標 準が示されております。その標準時間にできる だけのっとった形で実施するような指導をして おりまして、その総時数等の報告を求めてると いう状況でございます。

〇十屋委員 同じく未履修問題なんですけれど も、基本的に先ほど山口委員が言われたように、 義務教育と高校、それから大学、1980年からゆ とり教育の中で生まれてきた弊害だと私は感じ てます。学校週5日制とは言いながら、各ここ に出てる高校は、すべて補修授業を土日やった り、夏季やったり、秋季やったり、内実はそう いう状況にあるんですね。ということで、先ほ ど山口委員が言われたときに、大学側と高校の 受験の制度の問題、これを地方から声を上げて いくべきじゃないかと思うんですね。そうしな い限り、これはいつまでたっても解決しないと 思うんですよ。そういう意見を求められれば言 うこともできるというところがあったりします けれども、根本はそこのところを解決していか ない限りは、同じことがまたどこかで発生する 可能性、人間ですからミスを犯しますので、そ ういうのは十分あると思うんですね。そして、 先ほど言われたように、いろんなまた書類を学 校現場としてはつくらなきゃいけなくなる。そ うすると、なおかつ今度はそれに負担がかかっ てくる。さっきの人材育成のプランの中で出て ましたけれども、ゆとりがないと。悪循環に 順々になっていくと思うんですね。ですから、 今回のことは非常に大きな問題だと思うんです けれども、大学受験のあり方自体も、科目も含 めてきちんと地方から声を上げていく。そうい うことを県として、教育委員会としてやってほ しいという願いがあります。

○前田教育次長 御指摘のとおり、今度の問題 と申しますのは、15年度から今の学習指導要領 になりまして、週に32時間の授業というのが週 5日制となって30時間になった。授業時数は 減ったのに、総合的な学習、情報という必修の 必履修の科目はふえた。その中で、大学入試の レベルは変わらないものですから、いろいろ各 学校、工夫したり苦労したりしてきたという実 態があります。今、委員が御指摘の大学入試と 学習指導要領とのギャップにつきましては、文 科省の方も認識しておりまして、きょうの ニュースで、こういうことが起こった背景等も 調査をしていくというようなことでありますの で、今おっしゃったようなことも踏まえて、ま た私どもも国の方に対応していきたいというふ うに考えております。

○十屋委員 それで、現実問題として、今この 未履修の生徒さんたちを、何とか先ほどの補習 授業の考え方の中で出されてるんですが、 ちょっとわかりづらいんですよ。どこの学校が どういう時間帯でどれだけしなきゃいけないか。 これはすべて学校それぞれの現場で補修授業の 時数が違うわけでしょう。それを今計画されて るという答弁だったので、今後それぞれの学校 で出されていくのかどうか。それとも、県教委 一括して、この単位が足りなかったらどうする こうするという一つの方法でいくのか、それぞ れ学校別でいくのか、その辺はどういうふうに なるんでしょうか。

○飛田学校政策課長 先ほど申し上げましたよ うに、校長を呼びまして、具体的にどういうふ うに補充をするかということを指示いたしまし た。少し補足をさせていただきますが、基本的 にいろんなケースがございまして、およそ2単 位の時間の科目で1単位ぐらいやってる学校が ございます。その学校につきましては、足りな い分を補充していただくというスタンス。それ から、不完全ではありますけど、2単位ほとん どやってないと言いながらも、例えば10時間程 度やってる学校もございます。そういうことを 踏まえながら各学校やってもらうということで 校長には指示しておりますが、基本的には、2 単位でありましたら、70時間の授業を20時間ま ではレポート等を提出させることで授業を受け たものと校長が取り扱ってくださいという指示 をしました。そして、その残り50時間あるわけ ですが、その中で全くやってなかったら50時間 の補充授業をやってください。ただ、1単位分 ぐらいやっていらっしゃるところは、既に30時 間やっておいででございます。そこについては、 その差20時間をやってください。それで、やり 方については、適宜生徒の意向を十分踏まえ、 例えば複数の案を示して、受験の影響がないよ

うに、ある生徒はAパターンで受ける、ある生 徒はBパターンで受けるとか、あるいは結果的 に一つになっても、子供たちといろんな聞き取 りをして、できるだけそういう形で子供たちに 不安を与えないような形、あるいはセンター試 験が終わるまではやらないという選択肢もあっ ていいですよと、あるいは卒業式が可能であれ ば延期することも考えてください、そういう指 示をしながら、最終的には学校の実態、それか ら子供たちがほとんど国立大学を受ける学校、 あるいは国立大学を受ける生徒さんはほとんど いなくて、推薦入試で国立大学を受けるけど、 あとは専門学校とか私立学校とかいう学校もご ざいます。その運用については、校長の方で考 えろという指示をしております。以上でござい ます。

○十屋委員 ということは、学校の先ほど裁量権というか、学校独自でそれぞれお任せすると。教育委員会としては、それをある程度、先ほどの教育課程表なるものなりでチェックを入れて、漏れがないように万全を期すということで理解してよろしいんですか。

**〇飛田学校政策課長** おっしゃるとおりです。 それで、どういう形でやっていただくかという ことを最終的にチェックさせていただこうと思 います。以上でございます。

○中村委員 いろいろ意見が出たわけですけれども、問題は、大学受験の問題だろうと思うわけです。それが今言った大学ですけれども、卒業した子供たちに聞いてみますと、20時間はそういうレポート等でいいと、あとの50時間はどうせ受けなくちゃいけない、そういったときに、多分その授業を聞いてる子供たちが少ないだろうと、その授業中に別なことを一生懸命やってるんじゃないでしょうかねと、そう言うんです

ね。というのは、なぜかといったら、私たちが 学校に行くとき、運動会に私は何種目出ました と、運動会に何種目出たんだけど、出ない人た ちが多いのは何をしてるか、一生懸命その運動 会の練習とか運動会のときも勉強をやってると、 ですから、例えば70時間なり50時間の授業の中 で本当に実のある授業というのはできないで しょう、すべての子供たちが別なことをやって るんじゃなかろうかというような話がありまし た。そうなれば、この前、テレビをちょっと見 たら、石原都知事が乱暴な意見ですけど、補習 なんかする必要ないじゃないか、歴史の本3冊 ぐらい読んだら事足りるんじゃないかというよ うなことを言ってましたけど、これは乱暴な意 見で、自分のところの都立高校でも未履修が出 てるわけですけど、中身の実態が果たして50時 間やったとしても実のあるものになるとは考え られないんですよね。その辺はどうなさるんで しょうかね。

○飛田学校政策課長 本県で今指導をお願いし ている科目は、情報と地理・歴史科でございま す。それで、情報につきましては、情報のリテ ラシーを大学とか専門学校に行くことによって 身につけることは必要だということは十分認識 をしておりますし、それが役に立つと、結局入 試には役に立たないかもしれないけど、あなた が生きていく上で、あるいは大学に行って学ぶ 上で役に立つんだということを踏まえるという ようなことを校長とも話をしたところでござい ます。それから、地歴科については、各学校、 非常に苦慮しております。そういう実態がござ いますが、例えば入試を受けるとき、あるいは 小論文を受けるとき、その厚みが役に立たない ことはないと、それだけの思いを持って授業を していただけたらというような話を校長とはし

たところでございます。以上でございます。

○中村委員 一番問題なのは、今11月ですね。 今から一番大事な時期にこういうことに遭遇したということは、本当に一番かわいそうなのは受験生ですよね。だから、県教委の皆さん方が知恵を絞って、文科省からその指示は出ましたけれども、なるべく負担のかからないように、それでなくても我が県は、言葉は悪いですが、一流とかそういった学校になかなか行けない部分があるわけですから、何とかしてあげたいなという気持ちが強いんですけど、その辺は知恵を絞って県教委の方で御努力をいただきたい、こういうふうに思います。

○外山三博委員 教員の採用の件でちょっとお 尋ねしたいのですが、ことしの合格者が小学校 で37、中学校で35、高等学校で11、来年の3月 末で定年退職でやめられる先生の数を小・中・ 高等学校、そこのとこをちょっと教えてくださ い。

○谷村教職員課長 19年3月末の予定でございますが、定年退職者数ですが、小学校が38名、中学校が21名、高等学校が39名、特殊教育小学校が4名、合わせて102名が定年退職予定でございます。

○外山三博委員 生徒数、ことしの小学校の生徒の総数、来年の4月1日の予定の総数を、今わかりますか。

○谷村教職員課長 ちなみにことしですが、18 年の生徒数でございますが、小学校が6万9,438、 中学校が3万4,540、高等学校が2万7,859、合 わせまして13万1,837ということです。来年4月、 これは見込みなんですが、小学校が6万8,221、 中学校が3万4,812、高等学校が2万5,931とい うことで、トータル12万8,964、約2,873名減る んではないかと予想をしております。以上です。 〇外山三博委員 小学校の場合、1,000名ぐらい 生徒が減りますね。1,200名ぐらい。先生の数が 1人減るかな。それから、中学校の場合は大体 横ばいで、先生の数がふえるんですね。退職者 が21名で採用者が35名。高等学校は39名減員 で11名、生徒の数がちょっと減ってる。その教 職員の総数を、小学校、中学校、高校、高等学 校は特に専門の先生がいるから多少違うんです が、それぞれ考え方ですね。総数、要する に、40人学級、35人学級、例えば小学校が1,000 名子供が減るのに、先生の数は1人しか減らな い。ここ辺の考え方、中学校について、そこ辺 の考え方をちょっと教えてください。

〇谷村教職員課長 小学校は1学級、生徒数 じゃなくて1学級幾らかということですね。結 局1学級ふえれば先生が1人ふえる。1学級減 れば1人減るという勘定になりますが、児童生 徒数がそのまま反映するかというと、大規模校 とか小規模校とか、例えば僻地あたりが1クラ ス複式やってるとか、そういうような関係で、 なかなかその全体像は難しいということは言え ます。それから、中学校、高校につきましては、 それぞれ教科がございますものですから、その 教科の全体像を見ていく。それから、先ほども 履修の問題がございましたけど、そういうもの を含めて、次年度何学級減ればどの教科をメー ンに持ってきて、どの教科を例えば時数を減ら していくかということによって先生の配置とか いうものが変わってきますので、当然その教科 の配置というのは変わってきますので、それに よってまた先生の需給関係というのが変わって くるというようなことでございます。

○外山三博委員 単年度で見た場合の考えを ちょっと今聞かせてもらったんですが、長期的 に見て、義務教育、それから高等学校、多少違 うんでしょうが、生徒何人にというか、義務教育の場合は1学級35人ぐらい、それとも30人という流れに乗っていくのか、どこかで歯どめしないと、将来、子供の数はずっと減ってきますから、5年、10年先、それが減ってきて、先生の数をふやさないで、35人を30人にし、25人にもしていけば、きめ細かい授業はできるかもわかりませんが、今度は財政を考えたときにどうだろうかという気持ちもするんですよね。ですから、将来そこあたりのどこ辺に歯どめをしていくか、35人なのか、30人なのか、文科省の考えも当然あるでしょうが、宮崎の教育委員会としては、教育長、どんなふうに考えておられますか。

○高山教育長 今の県教育委員会としましては、 国の方にいろいろと要望をいたしておりますけれども、その中で、今現在もう御案内のとおりでございますけれども、平成14年、16年ということで30人学級をやっております。3年生以上は少人数指導を行っておりますけれども、将来的には30人学級を目指していこうと、義務教育9年間につきましては、30人学級を目指していこうということで国の方にも要望いたしておりますし、そういった考え方で進めてまいりたいというふうに考えております。

〇中村委員 今回、2次試験に採用された職員 の、受験生の平均年齢はどのくらいになります か。

○谷村教職員課長 平均年齢ですが、\*26.3歳で ございます。

〇中村委員 小学校の先生は、受験資格が30歳までですよね。これは本当に臨時の職員をやりながら、努力をしながら頑張っていらっしゃる方が、小学校で30歳でもう受験できないという方々がたくさんいらっしゃいますね。優秀な

方々がたくさんいらっしゃるんだけど、これは 年齢を40ぐらいまで引き上げるとか、そういっ たことは考えられないものですかね。

○谷村教職員課長 先ほども人材育成プランの 中でちょっと御説明を申し上げましたが、臨時 職員等の講師を長くされている方等の採用のあ り方等についてもこの中で検討していくという、 今協議しておりますので、そういった中でまた そういう話もいろいろ出てくるだろうと思いま す。

**〇中村委員** 年をとってから、どうしても学校 の先生として教育に当たりたいという方もたく さんありますので、ぜひ30の壁を取っ払ってあ げていただきたいと思います。それと、小学校 の教諭の37名、その中の23名が女性ということ ですね。23名が女性であると、14対23ですね。 男性が14、女性が23名ということですね。また いろいろと女性差別とかいうことで怒られるか もしれないけれども、採用するのにやっぱり男 性と女性が半々ぐらい、半分ぐらいおられて、 女性の優しさ、男性の強さ、いろんなもろもろ を子供たちが学ぶという意味では、余り男女差 があってはならないのではないか。前にも申し まして新聞でたたかれましたけれども、学校現 場の中でそういう、例えば小学校1年生が入学 して、女性の先生方からずっと1年から6年ま で習う人がおるんですよね。そしたら、言葉も 女性っぽい言葉になったりするし、だから、今 女性が非常に進出して、すばらしい先生方がい らっしゃるのも当然知ってますけれども、同じ 比率で学校現場におられた方がいいんじゃない かと思うんだけど、その辺はどうお考えですか。 ○谷村教職員課長 採用試験、現在のいわゆる 職員構成にしても、小学校は女性の先生が多い

※26ページに訂正発言あり

ということでございますが、やはり採用試験については公正公平にやるというのが基本でございますので、能力のある人材については登用していくという形になりますので、御理解を賜りたいと思っています。

○中村委員 それを言われればおしまいなわけですけれども、やっぱりそういう学校の現場の中でいい子供たちを育てるというのが目的であって、頭からいい人をどんどんとるというのもそれは公平であるわけですけれども、我々が考えると、すばらしい人材を育てるためには、そういう形の方がいいのではないかということも考えるわけですよね。公平で採用するのはもちろん大事なんですが、その中にあって、そういうバランスもとっていかなくちゃ、いい子供たちが育たないんじゃないかという気も若干するものですから、もうやめておいた方がいいですね。

〇山口委員 教職員課長に伺いますが、9ページに採用状況の一覧表がありますけれども、小学校教諭、それから特殊教育諸学校、養護教諭、それぞれの応募者、受験者、1次の男女の内訳はわかりますか。

○谷村教職員課長 先ほど平均年齢について26.3歳と申し上げましたが、27.2歳でございます。失礼しました。

男女の割合につきましては、現在、手元に資料がございませんので、後で資料をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

〇十屋委員 せっかくですから、国体で成績が 5位上がったので、やっぱり課長が一生懸命さ れた努力の賜物だと思いますので、本当によ かったなというふうに思っておりますので、ま た今度30位目指して頑張ってください。それだ けです。 **〇外山良治委員長** ほかありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○外山良治委員長 その他、何かありませんか。 ○十屋委員 いじめの問題でテレビ報道でいろいろ出されていますが、今回この中に何らかの形で上がってくるのかなと思ったら全然上がってきてないので、そのあたりの認識をどう思っておられるかが1点と、それから、小中高におけるここ1~2年でもいいですけれども、県内の児童生徒の自殺者数がわかれば、それを教えてほしいのが1つ、それからもう1つは、いじめの定義、この前、日向の方でありましたが、警察等の考え方、取り組み、一緒なんでしょうけど、いじめと認定するかしないか、そのあたりがずれがあると思いますので、その定義、警察との違い、それをちょっと教えていただけませんか。

〇飛田学校政策課長 いじめにつきましては、 非常に辛うございますが、どこにでもある、そ して見えにくいから気がついてないとかいうこ とを基本的な認識にすべきだ、どこの学校でも、 どの学級でも、どの生徒でもある可能性がある。 それで、せんだって文部科学省が緊急の連絡会 議を行いましたが、年度当初の校長会等でもそ ういうことについての認識は指導しましたし、 ことし新たに指導資料について、例えば細かい チェックポイントをつくったような資料を年度 当初にお配りして、学校での取り組みをお願い したところですが、さらにせんだっての文部科 学省の緊急連絡会議を受けて、実はこんなこと をさせていただきました。1つは、やっぱり再 確認をしたいという認識をしておりまして、学 校へ通知文を発信しました。その主なポイント は、学校の取り組みを再度チェックポイントを 上げて確認をしてくれ、それから職員の意識、

認識が一番大事であるから、至急職員の研修を してくれ、それから家庭、学校一体となって取 り組むことが必要だから、学校から家庭に広報 あるいはアンケートをもらうとか、そういうよ うなことをしてくれ、ただ、それだけではだめ だ、12月までにそのことのやった実態を報告し てくれという形の通知をいたしました。それで、 それだけではなくて、実際に生に校長に伝えた い、あるいは担当者に伝えたいということで、 実は生徒指導担当の県立学校の生徒指導主事 を10月23日に研修会をいたしました。その場で も同じような趣旨のことを話させていただ き、10月30日の県立学校長会、あるいは11月1 日、2日に教育事務所ごとに小中学校の校長会、 そういうところで同じような指導をさせていた だいたところでございます。

それから、2点目の自殺についてですが、私 どもが調べておりますデータでは、17年、公立 学校では2件の自殺を確認しております。中学 生、高校生、1件ずつでございます。それか ら、16年度は、公立学校におきまして高校生1 名の方が残念ですが亡くなっております。

それから、いじめの定義につきましては、先ほど申し上げましたように、本当にどこにでもある、見えにくいということで、なかなか難しゅうございますが、統計上で出すときの定義はこういう定義をいたしております。1つは、自分よりも弱い者に対して一方的に行うということですね。弱い者に対して一方的に行う。2番目が、身体的・心理的な攻撃を継続的に加える、一過性じゃなくて継続的に加える。それから、相手が深刻な苦痛を感じている。この定義は、児童生徒の問題行動と生徒指導上の諸問題に関する調査というのを国がやっておりまして、県も同じスタンスでやってるんですが、その定

義でございます。以上でございます。

**〇十屋委員** そこで、この前、日向で起きたそのずれは何だったのか。

○飛田学校政策課長 日向のことでございます が、市町村に確認をいたしましたところ、市町 村の5市町は、暴行の継続性がなく突発的であ るから、もちろんどちらを取り上げるかと、項 目として取り上げるときは生徒間の暴力として 報告をしたと聞いております。それから、警察 は、新聞報道によれば、加害生徒が以前から男 子生徒に対して悪口をたびたび言ってたという ようなことが新聞報道では書いてございました。 基本的に、該当市町村で確認をいただいたとこ ろですが、市教委がいじめと認定していないと いう判断は、先ほどの突発性でというふうに御 判断いただいたと我々が聞き取りでは確認して おります。警察がいじめと認定した判断は、 やっぱりそれぞれ根拠があったんだろうと、そ れで判断のもとになった事実確認がそれぞれあ りますので、判断が異なったんではないかと 思っております。それで、私たちも再度そのこ とについて該当市教委に照会いたしました。そ のときに、今回のケースはそうじゃないと、市 教委からの報告なんですが、仮に子供さんが、 からかいが以前からあって、そのからかいを本 人が苦痛と考えていたということが事実として 確認ができれば、やっぱりいじめとすべきもの ですが、市教委に照会した段階では、そういう 報告はいただきませんでした。それ以上のこと について事実確認は私どもはできませんでした ので、そう判断したところです。

的に暴力にいくと。これはあくまでも先ほどの 答弁の中のお話ですから、いじめまでが県教委 としてはいじめと、それから暴力との境、そこ で県教委の方としてはそこをいじめと認定して、 暴力に対しては事件性があると見て、いじめに は入らないというふうなお話だったんですよ。 先ほど課長言われたように、からかいからいろ んな事件が発生していって、そして暴力に至っ たということは、一つのいじめじゃないかとい うふうに県警は見ておられる。教育委員会とす れば、そこの暴力だけをとらえて、突発性があ るからいじめではないんだというような判断の 違い。そのあたりが先ほど県警の方に教育委員 会との連携をどうしてるんですかというと、そ ういういじめが発生したときには、詳しい捜査 上の問題は言えないけれども、ある程度連携を とってやってるというお話があったんですね。 今回起きたようなことだけではなくて、今後も 発生するそういういじめに対して、県教委と警 察が人事交流やってるということですから、そ ういうとこら辺をしっかりともう少し、言葉的 には全く一緒の定義なんですよ。それで、事実 確認の違いとか暴力とか、そういうところの判 断基準だけでこういうずれがあってはおかしい のかなというふうに思うんですよね。だから、 今回のことをひとつの経験とされて、次のとき に要はいじめが学校現場で起きないように先生 方が一生懸命やっていくことが一つと、それか ら、いじめられてる側が学校を出ていかなけれ ばいけないという現実を、義務教育の中で起き てしまったら本末転倒ですよね。だから、その あたりをもう少し、私立高校とかだったらいじ めをした生徒は即退学でしょう。公立高校で あってもそういうことは発生するでしょう。し かし、義務教育の場においては退学させられま

せんよね。だから、いじめられてる側がどこかに逃げなきゃいけない。それが「ひまわりラウンジ」だったり、いろんな指導教室だったり、そこに逃げ込まなきゃいけない。全く逆ですよね。そのあたりを教育委員会としてしっかりと、親も含めて、いじめられている側をきちんと守ってやることを何か考えていただかなければ、いじめてる側がいつまでも学校でずっと何の罰も受けずに残るということは絶対におかしいと思うので、そのあたりをちゃんと考えていただきたいなというふうに思います。何か御意見があれば、教育長なりでもいいですけど。

**〇高山教育長** いじめ問題でございますけれど も、大変これは難しい問題でございまして、ど こでもあるということを私もそういうふうに感 じておりますけれども、いじめが起きないため には、やっぱり教師が子供たちと絶えず触れ 合って、教師と子供との信頼関係を築くことが 一番大事じゃないかというふうに考えています。 今の教師の多忙感とも言われていますけれども、 そういった多忙感も解消しながら、教師と子供 が信頼関係をつくって、絶対にいじめは許せな い行為だということを教師から子供たちに伝達 する、そういったシステムをつくっていく、そ のためには教師がゆとりを持つ必要があるとい うことで、我々も、先ほど課長が説明しました けれども、人材育成プランをつくりまして、本 当に教師が個性と能力を発揮できる環境づくり、 これをどうしてつくっていくのかということを 一生懸命考えていますので、そういったことを しながら子供たちをきっちり守っていきたいと いうふうに考えておりますので、御理解いただ きたいと思います。

**〇十屋委員** 結局多忙感というところに行き着 く。さっきの学習指導要領の話もそうで、現場 にいたときに何か書類をやたら出さなきゃいけないとか、必要ないものを1回見直して整理していく必要もあるんじゃないかなと思いますので、そのあたりをもう一度精査していただければありがたいなというふうに思います。

**〇中村委員** 新聞、テレビ等で、このいじめの 問題が繰り返し繰り返し報道されました。私は 見ておって連鎖反応が起こらんければいいがと いうのが一つと、それと、すべての報道が学校 側の責任というようなことが主でしたけど、こ れは先ほど人材のところでもありましたけれど も、やはり家庭、地域社会が一体とならないと いけないということと、お願いがありますが、 学校長がマスコミに出てきて、二転三転するよ うなぶざまな発言があちこちで見受けられまし たね。あれを見て、学校の先生というのはこの 程度かということになるんですよね。ですから、 ひとつ宮崎県教委では、学校長のいわゆる毅然 とした対応ができる人材、そしてちゃんと物事 の判断ができる学校長、こういったことを、こ ういったいじめの問題が起こってマスコミ等に 騒がれることのない宮崎県でなければいけない わけですけれども、もし何か事故があったとき に、校長の対応というのは、本当に自信を持っ て対応できる校長というような教育をしていた だきたい、これを要望しておきたいと思います。

○谷村教職員課長 先ほどの山口委員のデータが参りましたので、よろしいですか。9ページをちょっとお開きいただきたいと思います。小学校教諭等からまいります。受験者数のところから1次合格者数、女性の比率でございますが、受験者数447ですが、女性が320、72%、1次合格者72のうち45、63%、それから中学校教諭等の小計の欄でございますが、456中217、48%、62中25、40%、それから高等学校教諭でご

ざいます。192中68、35%、38中14、37%、特殊 教育諸学校ですが、118中79、67%、38中28、74 %、養護教諭98中97、99%、18中17、94%、 トータルですが、1,311中781、60%、228中129 名の57%、以上でございます。

**〇外山良治委員長** その他、何かありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○外山良治委員長 私の方から1点だけ要望いたします。未履修問題で、校長先生2人がみずから命を絶ったというふうな報道がされております。また、在学生についても、毎日悶々とした生活が現在強いられていると思いますが、本県からはこういった校長先生また在学生が出ないような県教委としてのメンタル的なケア、対応というものを十分していただきますように要望をいたしておきます。

それでは、以上をもって教育委員会を終了い たします。

執行部の皆様には御苦労さまでございました。 暫時休憩いたします。

午後0時18分休憩

午後0時20分再開

**〇外山良治委員長** 委員会を再開します。

その他、何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇外山良治委員長** 以上で委員会を終了いたします。

委員の皆さん、お疲れさまでございました。 午後0時20分閉会